

ID: 223

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第6条第1項(第16条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和51年条例第30号
【根拠条文】 (使用の許可等) 第6条 会館の施設及び設備等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可に会館の管理のために必要な範囲内で条件を付けることができる。 (管理の代行等) 第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、会館の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。 2 前項の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 第3条に規定する事業に関する業務 (2) 会館の使用の許可(第5条に規定する目的外使用の許可を除く。)に関する業務 (3) 会館の設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の運営又は維持管理上市長が特に必要であると認める業務 3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合の第2条第2項、第3条第5号、第3条の2第3項、第6条、第8条及び第13条の規定の適用については、第2条第2項、第6条、第8条及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第5号中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得た」と、第3条の2第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。 【基準】 根拠条文、第4条、第8条及び芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用者) 第4条 会館を使用できるものは、次のとおりとする。 (1) 本市に居住する60歳以上の者 (2) その他市長が特に使用を認めた者 (使用許可の制限) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しないものとする。 (1) 公共の秩序及び風紀を乱し、又は公益を害するおそれのあるとき。 (2) 引き続き7日を超える使用及び曜日、日時等を指定して独占的使用を行うとき。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。 (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。	

- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が不適当と認めるとき。

(使用許可の順位)

第6条 使用許可の順位は、使用の申請を受理した順序によるものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、福祉対象団体のうち芦屋市老人クラブ連合会の申請が最優先し、次にこれを除く他の福祉対象団体の申請が優先するものとする。

2 前項の規定にかかわらず芦屋市は、会館の円滑な運営を妨げない限度内において、優先して使用することができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日